

## 新春特別寄稿

# ディスクロージャー・企業会計等をめぐる動向

金融庁 総務企画局 企業開示課長 田原 泰雅

### I. はじめに

平成29年も、企業開示行政に大きな進展のある年であった。

まず、コーポレートガバナンス改革については、改革の深化に向けて、機関投資家と企業の「建設的な対話」が重要であるとの観点から、昨年5月にステewardシップ・コードの改訂を行った。また、コーポレートガバナンス改革を更に実質的なものへと深化させていくため、本年6月の株主総会に向けて、投資家と企業の対話の際の「ガイダンス」の策定と必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しに向けた検討を進めている。

企業の情報開示については、上場企業による公平な情報開示を求める「フェア・ディスクロージャー・ルール」の導入を含む金融商品取引法の一部改正法が昨年5月に成立し、12月に関係政府令を公布した。また、我が国資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成の実現に向けて、投資家の投資判断に必要な情報の十分・適時な提供を確保し、企業と投資家の建設的な対話に資する情報の開示を更に促進していくため、昨年12月、金融審議会にワーキング・グループを設置し、企業情報の開示及び提供のあり方についての幅広い検討を開始した。

会計監査については、昨年3月に、監査法人に対して、組織としての監査の品質確保に向けた取組みを求めるとともに、経営陣によるマネジメント改革の取組みをサポートする観点から、「監査法人のガバナンス・コード」を公表した。昨年10月には、「監査報告書の透明化」についての検討を企業会計審議会において開始したほか、監査法人のローテーション制度についての調査・分析も引き続き進めている。

会計基準については、その一層の品質向上に向けて、国際会計基準(IFRS)の任意適用企業の拡大促進や、IFRSに関する国際的な意見発信の強化、日本基準の高品質化、国際会計人材の育成に向けた取組みを引き続き進めている。

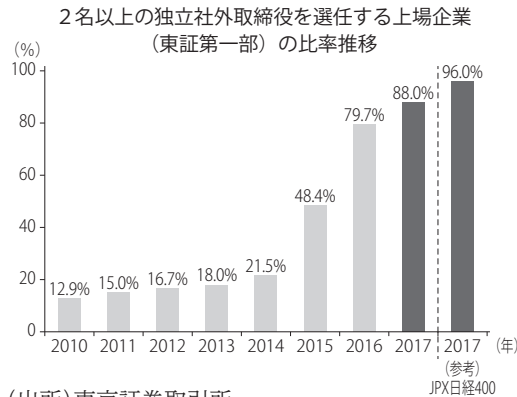
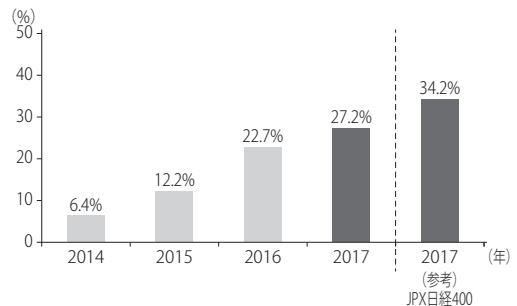
本稿では、こうした昨年1年間の企業開示行政をめぐる動きを振り返るとともに、本年の課題をご紹介したい。

### II. コーポレートガバナンス改革

#### 1. コーポレートガバナンス改革の進捗状況

政府の成長戦略の一環として、平成26年2月にステewardシップ・コードが、平成27年6月にコーポレートガバナンス・コードが策定され、両コードを「車の両輪」として、中長

【図表1】独立社外取締役の選任

3分の1以上の独立社外取締役を選任する上場企業  
(東証第一部)の比率推移

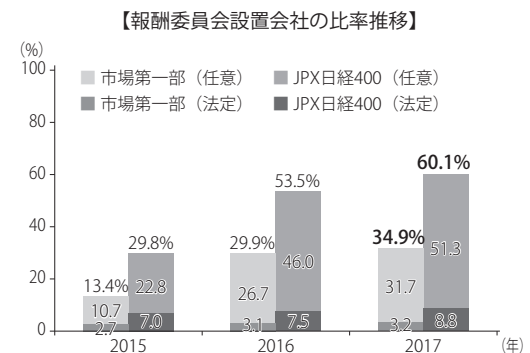
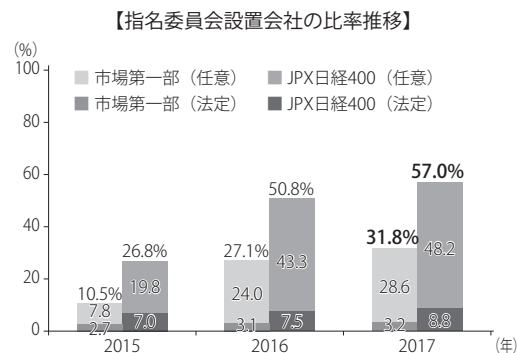
期的な企業価値の向上と国民の安定的な資産形成の実現に向け、コーポレートガバナンス改革に取り組んできた。

この結果、独立社外取締役を選任する上場企業は大きく増加し、2名以上の独立社外取締役を選任する上場企業は約9割に達し、独立社外取締役が取締役会の3分の1以上を占める上場企業は約3割とコード策定時の約3倍にまで増加した(平成29年7月時点)(図表1)。また、任意の委員会を含めた指名委員会や報酬委員会を設置している上場企業は東証一部で3割を超え、JPX日経400選定企業で約6割となっている(図表2)など、企業のガバナンス改革には進捗が見られる。

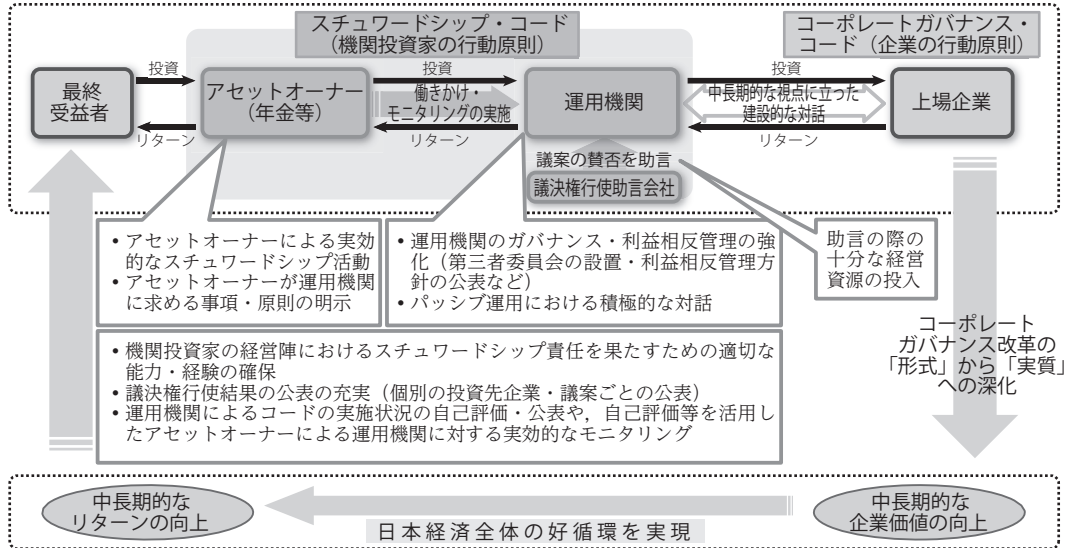
一方で、こうした企業のガバナンス改革の取

組みは、未だ形式的な対応に留まっており、中長期的な企業価値の向上につながっていないとの指摘もある。こうした中、金融庁・東京証券取引所に設置された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(座長・池尾和人慶應義塾大学経済学部教授。以下「フォローアップ会議」という。)において、平成28年11月に公表された意見書、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」の中で、コーポレートガバナンス改革を深化させるためには、機関投資家が、より実効的に企業との間で「建設的な対話」に取り組むことが重要であるとして、スチュワードシップ・コードの改訂を行うことが提言された。

【図表2】指名委員会・報酬委員会の設置



【図表3】 スチュワードシップ・コード改訂の概要



提言を受け、昨年5月、金融庁に設置された「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（座長・神作裕之東京大学大学院法学政治学研究所教授）において、スチュワードシップ・コードの改訂版がとりまとめられた。改訂版コードでは、公的年金や企業年金等の資産所有者に、そのインベストメント・チェーン上の役割を踏まえ、より実効的なスチュワードシップ活動への取組みとともに、運用機関のスチュワードシップ活動に求める事項・原則の明示、運用機関に対する実効的なモニタリングが求められている。また、運用機関には、法人営業を行う親会社等が存在するケースや運用以外の事業部門を有するケース等において利益相反が生じるとの指摘を踏まえ、ガバナンス・利益相反管理の強化等が求められている。このほか、個別の議決権行使結果の公表や運用機関によるスチュワードシップ活動の自己評価などの必要性も示されている（図表3）。

コードの改訂を受け、資産所有者については、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、昨年6月にスチュワードシップ活

動原則、議決権行使原則を策定・公表したほか、地方公務員共済組合連合会等の公的年金も、自らのコーポレートガバナンス原則や議決権行使ガイドラインに基づいて運用機関を通じ実効的にスチュワードシップ活動に取り組む旨や、運用受託機関との契約にあたっては自らの原則等に基づきスチュワードシップ活動を行うよう明示している旨を、自らのスチュワードシップ活動の方針に盛り込んでいる。また、運用受託機関に対し、スチュワードシップ活動に関してこうした原則等を遵守するよう求め、モニタリングを実施する旨、活動の方針を見直している例が多く見られる。

運用機関においては、そのスチュワードシップ活動の方針において利益相反が生じ得る局面を特定し、それを回避する方策として、過半数を社外取締役とする第三者委員会を設置して議決権の行使結果や行使結果を監督することとしている例や、法人営業部門から運用部門への人事異動制限等を設けている例が多く見られる。

加えて、既に、昨年の株主総会シーズン前から、一部の運用機関は、個別の議決権行使結果

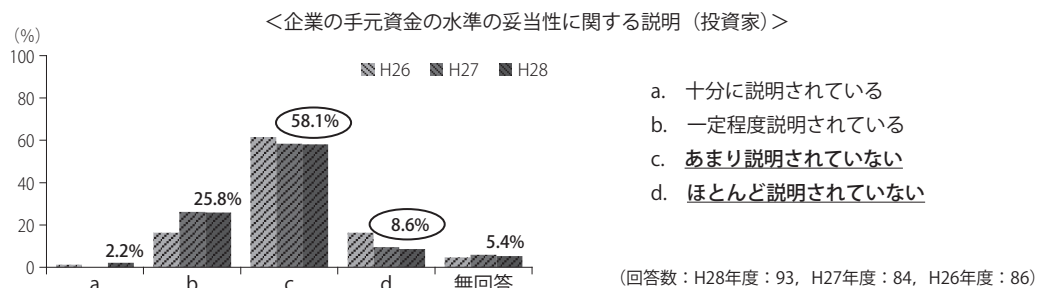
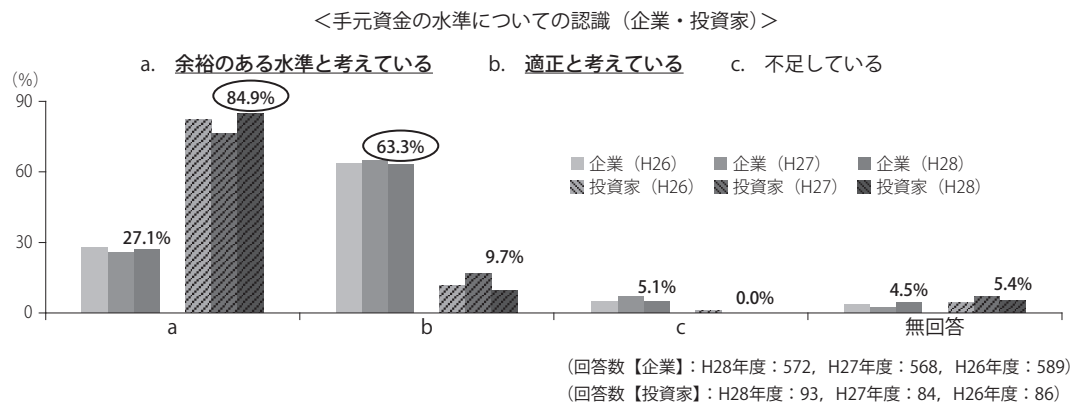
の公表を開始していたところ、現在、ほぼ全ての国内大手運用機関を含む70を超える機関が自ら公表を実施(一部機関においては賛否の理由も公表)しており、今後も公表を行う機関が増えていく見込みである。アセットオーナーも、その多くが運用受託機関に対して個別の議決権行使結果の公表を要請している。

## 2. コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組み

以上のような取組みを通じ、改革の枠組みは更に整ってきているが、コーポレートガバナンス改革を巡っては、引き続き以下のような指摘がなされている。

- 経営者の資本コストに対する意識が不十分であることから、経営環境の変化に応じた事業選択などの果敢な経営判断が行われていない。
- 現預金が積極的な設備・研究開発・人材投資などに有効に活用されておらず、現預金が内部留保とともに増加している企業も多い。
- 経営環境の変化に対応した先見性のある経営判断を行えるCEOの育成・選任に向けた取組みが不十分であり、社外取締役が実効的に機能していない企業も多い。
- 事業会社間等において政策保有株式の縮減が進んでおらず、その原因として「保有させている側」の問題がある。
- 運用機関による企業との対話の内容が依然として形式的であり、企業に「気づき」をもたらす例は限られている。
- 多くのアセットオーナー、特に企業年金等において、運用や運用機関に対するモニタリングの担当者が質的・量的に不足しており、

【図表4】 企業・投資家の認識



(出所)平成28年度生命保険協会調査「株式価値向上に向けた取り組みについて」(一部金融庁にて加工)  
※2016年10月4日～11月4日実施。上場企業572社、機関投資家93社から回答。

企業年金によるスチュワードシップ・コードの受入れも少ない。

企業収益の拡大は継続しているが、設備投資の水準は過去20年間を通じて横ばいであり、労働分配率も低下傾向にあるほか、研究開発費でグローバルに上位にある企業から日本企業が減少している状況にあることが指摘されている。手元資金の水準については、投資家から、適正な水準を上回っており、その妥当性についての説明も不足しているとの認識も示されている(図表4)。

また、ROS(売上高営業利益率)やROA(総資産利益率)、ROE(自己資本利益率)は近年上昇傾向にあるものの、例えばアメリカと比較すると依然低水準で推移している。また、PBR(株価純資産倍率)は1倍近辺で推移し、直近でも3分の1を超える企業が1倍を下回っている(図表5)。

CEOの育成・選任については、選解任の基準の整備が進んでおらず、また、後継者計画を

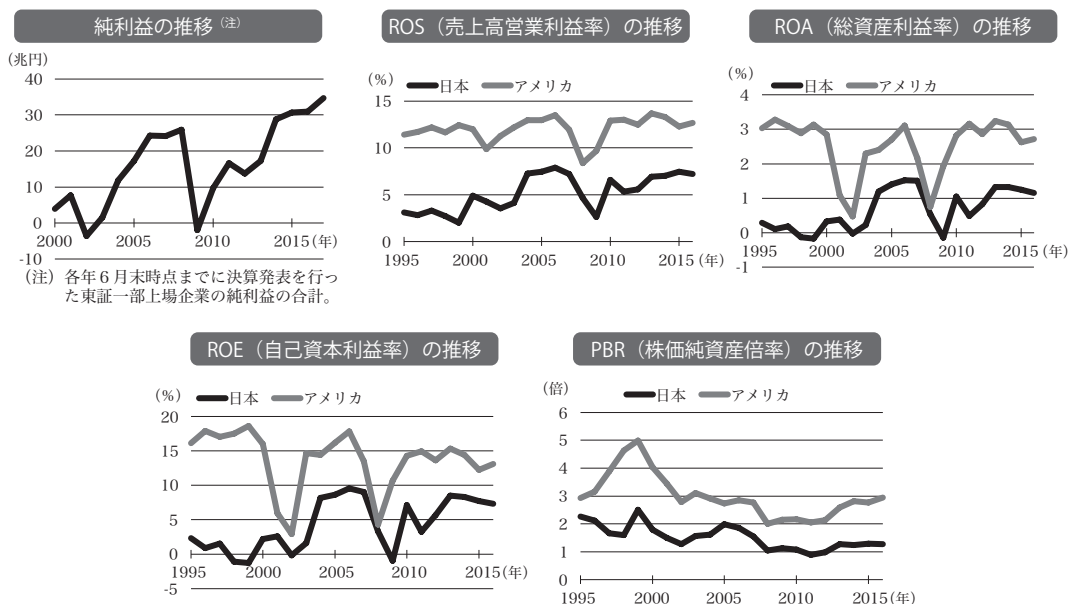
モニタリングしている企業はなお少数との指摘も見られる。

政策保有株式については、3メガバンクグループ等が公表した政策保有株式の削減目標に沿って売却を進めているなど、縮減に向けた動きが見られるものの、事業法人間等で縮減が進んでおらず、依然として高い水準にあるとの指摘がある。

アセットオーナーについては、スチュワードシップ・コードの改訂によりスチュワードシップ活動への取組みが進んできているものの、例えば、企業年金について、スチュワードシップ活動への関心は総じて低く(図表6)、実際にこうした活動を行っているとしている企業年金も少ないことが指摘されている。なお、スチュワードシップ・コードを受け入れている200を超える機関投資家のうち、企業年金は7基金(うち非金融法人の年金は1基金)にとどまっている(図表7)。

こうした現状を踏まえ、昨年10月より、フォ

【図表5】日本企業の収益力



(出所)Bloomberg, 日経QUICKに基づき金融庁作成。日本はTOPIX, アメリカはS&P500を対象。

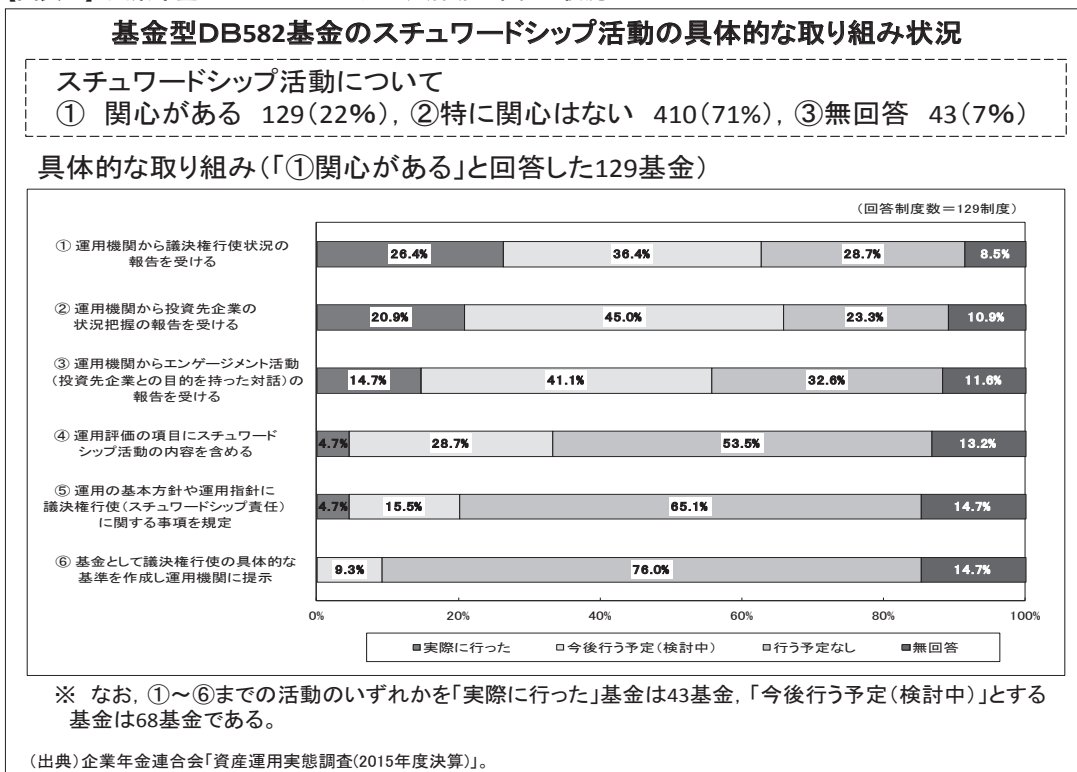
ローアップ会議において、これまでのガバナンス改革の進捗状況についての検証と、中長期的な企業価値の向上に向けた対話を促すための方策についての議論が開始されており、本年6月の株主総会シーズンまでに、投資家と企業の対話の深化を通じ、企業による以下の取組みを促すための「ガイダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う方向で検討が進められている。

- 経営環境の変化に応じた、事業からの撤退・売却を含む、事業ポートフォリオの機動的な組替えなどの果敢な経営判断(その際、例えば、事業ポートフォリオの見直しに関する方針や実効的な見直しプロセスの確立及びその説明を促進)
- 内部留保とともに増加傾向にある企業が保

有する現預金等の資産の設備投資、研究開発投資、人材投資等への有効活用

- 独立した指名・報酬委員会の活用を含め、CEOの選解任・育成や経営陣の報酬決定に係る実効的なプロセスの確立、並びに、経営陣に対する独立社外取締役による実効的な監督・助言
  - 政策保有株式の縮減に関する方針の明確化及び政策保有株式の縮減・売却に対する「保有させている側」の理解
  - 企業年金のアセットオーナーとして期待される機能の発揮及び母体企業による支援
- 本年も、引き続きコーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組みを進めてまいりたい。

【図表6】 企業年金のステュワードシップ活動の取組み状況



(出所)企業年金連合会 ステュワードシップ検討会報告書(平成29年3月17日)

【図表7】 スチュワードシップ・コードの受入れ状況

コードの受入れを表明した機関投資家数 2017年12月21日時点		(参考) 主な年金の国内株式運用額 [単位: 兆円]	
業態	機関投資家数	主な公的年金小計	
信託銀行等	6	GPIF	46.9
投信・投資顧問会社等	153	地方公務員共済組合連合会	35.2
生命保険会社	18	全国市町村共済組合連合会	5.7
損害保険会社	4	公立学校共済組合	2.4
年金	26	警察共済組合	0.9
公的年金等	14	東京都職員共済組合	0.6
企業年金連合会	1	企業年金連合会	0.1
企業年金基金	7	企業年金小計	1.2
海外年金等	4	厚生年金基金[総数110]	0.8
その他(議決権行使助言会社他)	7	確定給付企業年金 [基金型705, 規約型12,873]	1.7
計	214	企業年金小計	8.0
		厚生年金基金[総数110]	2.1
		確定給付企業年金 [基金型705, 規約型12,873]	5.9

スチュワードシップ・コードを受け入れている企業年金  
 セコム企業年金基金、みずほ企業年金基金、三井住友銀行企業年金基金、三井住友信託銀行企業年金基金、三菱東京UFJ銀行企業年金基金、三菱UFJ信託銀行企業年金基金、りそな企業年金基金

(出所) 公的年金の運用額：格付投資情報センター「年金情報」(2017年3月末時点)

企業年金連合会及び企業年金の運用額：厚生労働省・企業年金連合会「スチュワードシップ検討会の論点整理」(2016年3月末時点)

### Ⅲ. 会計・開示制度

#### 1. 開示

企業の情報開示については、我が国資本市場を巡る環境が大きく変化するなか、資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成の実現に向けて、投資家の投資判断に必要な情報の十分・適時の提供を確保し、企業と投資家の建設的な対話に資する情報の開示を更に促進していくため、以下のような取組みを実施している。

#### (1) 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告に基づく内閣府令の改正

平成28年4月、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、企業と投資家との建設的な対話を促進していく観点から、開示内容の共通化・合理化、非財務情報の開示充実、株主総会日程の設定の自由度の向上などに向けた提言が報告書としてとりまとめられた。昨年10月、同報告書を踏まえ、有価証

券報告書等の記載事項を、以下のように改正する内閣府令案を公表した。

- 「業績等の概要」などの複数の項目を「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(MD&A)に統合するとともに、経営者の視点による経営成績等の分析について、セグメント別に記載を求める
- 「ストックオプション制度の内容」などの複数の項目を「新株予約権等の状況」に統合する
- 「大株主の状況」における保有株式割合の計算を、事業報告の記載と同様に、発行済み株式から自己株式を控除して計算する 等 これらの改正は、本年3月31日以後に終了する事業年度から適用される予定となっている。

このほか、有価証券報告書と事業報告・計算書類の記載内容の共通化や一体化をより容易とする取組みを引き続き実施している。

## (2) フェア・ディスクロージャー・ルールの施行に向けた取組み

昨年5月、上場企業による公平な情報開示を求めるフェア・ディスクロージャー・ルールを含む金融商品取引法の一部改正法が成立し、10月、本年4月1日の施行に向けて、関係政府令・ガイドライン案を公表し、政府令については12月に公布された。

ガイドライン案では、本ルールに基づく情報開示について、発行者と投資家の対話の中でプラクティスを積み上げていくことが求められていることを踏まえ、企業の実情に応じた情報管理の方法を明らかにするとともに、投資家との対話の場面におけるルールの適用関係や、投資家から重要な情報に当たるのではないかとの指摘を受けた場合の上場企業の対応のあり方についても考え方を示している。

本ルールの導入には、発行者による公平な情報開示を確保するとともに、発行者による情報開示ルールが整備・明確化されることで発行者による早期の公平な情報開示が促されることや、こうした開示を通じた投資家との対話がより充実していくことにより、いわゆる「早耳情報」による短期売買ではなく、中長期的な視点に立った投資が促されるといった積極的な意義があるとされている。こうした意義が果たされることを通じて、中長期的な企業価値の向上や資本市場の活性化が実現していくことが期待される。投資家からは、本ルールの趣旨・意義に反して一部の企業で情報開示が減少するのではないかとの意見も出されており、上場企業においては、本ルールの趣旨・意義を踏まえ、より積極的な情報開示や投資家との対話に取り組んでいくことが期待される。

## (3) 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループについて

資本市場の機能を強化し、国全体の最適な資

金フローを実現するため、これまで述べたように、スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードに係る取組みのほか、顧客本位の業務運営の強化等の各般の取組みを行ってきた。加えて、企業の情報開示については、我が国資本市場を巡る環境が大きく変化するなか、資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成の実現に向けて、投資家の投資判断に必要な情報の十分・適時の提供を確保し、企業と投資家の建設的な対話に資する情報の開示を更に促進していく観点から、企業情報の開示・提供のあり方について再検討することが求められている。昨年11月、金融審議会総会が開催され、麻生金融担当大臣より、「企業情報の開示・提供のあり方に関する検討」として、「投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、建設的な対話に資する情報開示を促進していくため、企業情報の開示及び提供のあり方について検討を行うこと。」との諮問がなされた。諮問を受けて、「ディスクロージャーワーキング・グループ」(座長・神田秀樹学習院大学大学院法務研究科教授)が新たに設置され、昨年12月から以下のような指摘への対応を含め、企業情報の開示及び提供のあり方についての幅広い検討が開始されている。

### ① 「財務情報」及び「記述情報」(非財務情報)の充実

財務情報、及び、財務情報をより適切に理解するための企業の中長期的なビジョン・見通し・業績に関する評価などを説明する記述情報(例えば、経営戦略、MD&A、リスク情報、雇用関係の情報など)を充実させるべき

### ② 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

対話の観点から、提供されることが望ましいガバナンス情報(例えば、政策保有株式や役員報酬の決定方針など)を充実させ、また、提



供方法も改善するべき

### ③ 提供情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み

投資判断や建設的な対話に必要な情報の適時なタイミングでの提供と、その信頼性を投資家が判断する際に有用な情報(例えば、会計監査に係る情報など)の提供を一層図るべき

### ④ その他の課題

情報通信技術の進展等を踏まえ、投資家のニーズにあった分かりやすい情報提供(例えば、EDINETの利便性の向上、英文による情報提供など)を図るべき

本年も、資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成の実現に向けて、企業情報の開示および提供のあり方について、幅広く検討してまいりたい。

## 2. 会計監査

東芝の不正会計事案や株式新規公開を巡る会計上の問題などを契機として平成28年3月に取りまとめられた「会計監査の在り方に関する懇談会」(以下、「在り方懇」という。)提言においては、会計監査は、企業による財務状況の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、これを日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる重要なインフラであることが指摘されている。同提言を踏まえ、有効なガバナンスとマネジメントの下で高品質な会計監査を提供する監査法人が、企業や株主から適切に評価され、更に高品質な会計監査の提供を目指すという好循環が確立されることにより、会計監査の品質の持続的な向上と信頼性の確保につながっていくよう、以下の取組みを進めてまいりたい。

### (1)「監査報告書の透明化」について

「在り方懇」提言では、企業、監査法人、当局のそれぞれにおいて、会計監査の最終的な受

益者である株主への会計監査に関する情報提供の充実に取り組むことが重要であるとされている。この観点から、会計監査の内容等に関する情報提供の充実に係る施策として検討を進めているのが、いわゆる「監査報告書の透明化」(以下「透明化」という。)である。

現在の我が国の監査報告書は、監査意見以外の監査人の見解の記載は限定的となっている。一方で、監査意見に加えて監査人が着目した会計監査上のリスクなどを監査上の主要な事項(Key Audit Matters : KAM)として監査報告書に記載する「透明化」は、監査報告書の情報価値の向上を目的として、国際監査・保証基準審議会(IAASB)の定める国際監査基準に導入されたことなどを受けて、欧州、米国やアジアの主要国等において導入が進められている。

「在り方懇」提言を踏まえ、我が国における「透明化」への対応について、平成28年9月から関係者(日本経済団体連合会、日本監査役協会、日本証券アナリスト協会、日本公認会計士協会、金融庁)による意見交換を行い、その取りまとめを昨年6月に公表した。意見交換においては、「透明化」は、会計監査についての財務諸表利用者の理解を深める意義があることに加え、企業と財務諸表利用者の対話の充実を促すことや、企業と監査人のコミュニケーションの充実、ひいては監査品質の向上につながるなどが期待されるとの指摘があった一方、実務上の課題も提示された。その上で、我が国においても会計監査の透明性向上は重要な課題であり、企業会計審議会において具体的な検討を進めていくことが期待されるとされた。また、日本公認会計士協会が監査法人や企業等と連携してKAMを試行的に作成する取組みを行い、検討に当たっての参考とすることが有益であるとされた。

意見交換会取りまとめを踏まえ、昨年9月の企業会計審議会総会において、会計監査に対す

る信頼性向上に向けた取組みについて審議が行われ、会計監査の透明性向上に向けた取組みを進める必要性に鑑み、監査部会において「透明化」について具体的な審議を行っていくこととされた。

昨年10月から監査部会の審議が開始され、日本公認会計士協会からは、8月から10月に行われたKAMの試行において、監査人と経営者及び監査役等とのコミュニケーションの深化や、企業のコーポレートガバナンスへのポジティブな影響が想定される旨の報告が行われた。海外における導入状況やKAMの試行結果等を踏まえ、「透明化」の意義・効果、適用範囲、経営者・監査役等・監査人に求められる対応等について検討が行われている。

## (2) 監査法人のガバナンス・コードについて

「在り方懇」提言では、東芝の不正会計事案等の原因として、大手監査法人の監査の品質管理体制は形式的には整備されていたものの、組織として監査の品質を確保するためのより高い視点でのマネジメントが有効に機能していなかったことが指摘された。このため、同提言では、大手上場企業等の会計監査を担う監査法人に対して、組織としての監査の品質確保に向けた取組みを求めるとともに、監査法人の経営陣によるマネジメント改革の取組みをサポートする観点から、「監査法人のガバナンス・コード」を導入することが提言された。昨年3月に「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会(座長・関哲夫みずほフィナンシャルグループ取締役)」が取りまとめた「監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)」においては、

- 監査法人のトップがリーダーシップを発揮すること、
- 監査・評価機関等の機能を発揮すること、
- コードの適用状況等について、監査法人が

わかりやすく情報開示すること、等、実効的な組織運営を実現するための原則が示され、昨年12月末時点で、大手監査法人を含む15の監査法人がコードを採用している。

今後、コードの適用状況等について、例えば、

- 会計監査の品質を持続的に向上させるため、監査法人の経営機関が経営機能を発揮するとともに、経営機関の考え方を監査の現場まで浸透させているか、
- 監査法人が、その構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての機能を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行っているか、

等、大手監査法人等がコードを踏まえて構築・強化した態勢の実効性を検証してまいりたい。

## (3) 監査法人のローテーション制度について

「在り方懇」提言では、東芝の不正会計が見逃された一因として、長期間にわたって同じ担当者が監査チームの中心となっていたことが指摘されている。欧州では、監査法人の独立性を確保する手段として、平成28年6月から、いわゆる監査法人のローテーション制度が導入されたところであり、同提言では、我が国において同様の制度を導入した場合のメリット・デメリット等を把握する観点から、調査・分析がなされるべきであるとされた。このため、金融庁において、我が国の監査市場の動向や、欧州における同制度導入後の状況等について調査を実施し、昨年7月に「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第一次報告)」を公表した。

同報告では、

- 日本の過去の不正会計事案において、パートナーローテーション制度は必ずしも抑止効果を発揮できなかったこと、
- 企業による自主的な監査法人の交代は進んでおらず、同一監査法人との監査契約が固定

化していること、

- 欧州におけるローテーション制度導入の効果についてはなお見極めに時間を要するが、欧州当局からのヒアリングによると、導入による混乱は特段見られていないこと等が報告されている。

欧州における制度導入の効果等を注視しながら、国内の監査法人、企業、機関投資家等の関係者からのヒアリング等を実施し、引き続き監査法人のローテーション制度について調査・分析を進めてまいりたい。

### 3. 会計基準

企業の財務情報が企業活動を適正に反映したものとなるよう、会計基準についても、引き続きその品質向上に努めていく必要がある。このため、関係者と連携して、IFRSの任意適用企業の拡大促進や、IFRSに関する国際的な意見発信の強化、日本基準の高品質化、国際会計人

材の育成の取組みを進めている。

#### (1) IFRS任意適用企業の拡大促進

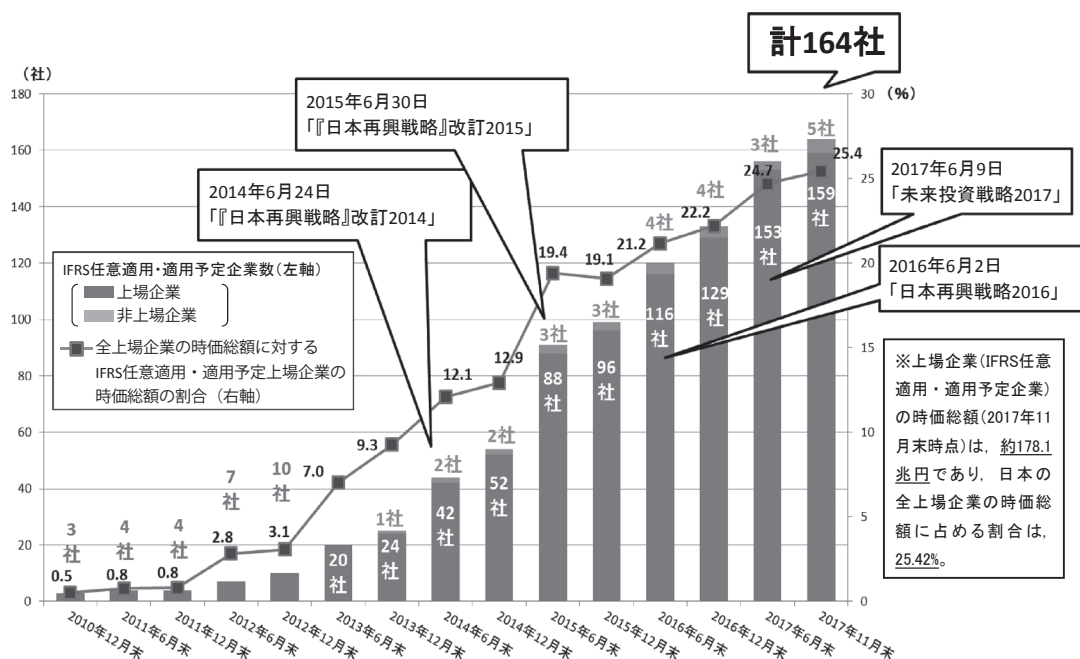
IFRSの任意適用企業は、引き続き着実に増加しており、昨年11月末現在で164社(適用予定企業を含む)となっている。このうち、上場企業である159社の時価総額は約178兆円と、全上場企業の時価総額の約4分の1を占めている(図表8)。

こうした動きを更に後押しするべく、昨年3月、IFRSへ移行した企業の経験を共有するためのセミナーが開催された。本年3月にも同様のセミナーが開催される予定である。

また、金融庁においては、昨年11月、銀行グループがIFRS等を任意適用した場合に、銀行法における連結ベースの開示・報告・各種規制についてもIFRS等に対応できるよう、銀行法施行規則、告示、監督指針の改正を行った。

本年においても、IFRS任意適用企業の拡大促進に向けて、このような取組みを含む、

【図表8】日本におけるIFRS適用状況



※日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。

IFRSへの移行をより容易とする取組みを継続してまいりたい。

**(2) IFRSに関する国際的な意見発信の強化**

企業会計基準委員会(ASBJ)において、のれんの会計処理やリサイクリング等について国際会議の場で意見発信を行う等、関係者が連携して、あるべきIFRSの内容についての我が国の考え方の発信を行っている。

ASBJは、昨年7月の会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)において、のれん及び減損を巡るアナリストの見解についての分析結果を報告するとともに、のれんの償却の選択適用を提案するアジェンダ・ペーパーを作成し、報告を行った。

昨年12月の国際会計基準審議会(IASB)の会議では、今後、のれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクトにおける検討内容をディスカッション・ペーパーまたは公開草案として取りまとめることとされており、引き続き、これ

らへの対応等、意見発信の取組みを推進してまいりたい。

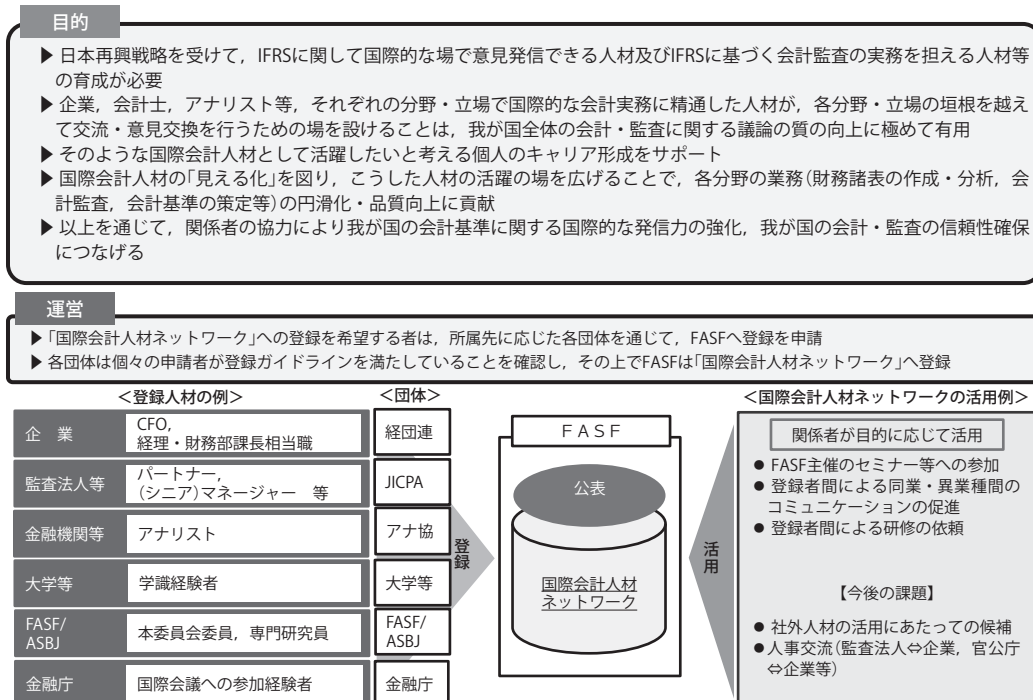
**(3) 日本基準の高品質化**

IASBにおいて、IFRSの取組みが概ね完了しつつある中、我が国の会計基準を国際的に整合性のある、高品質なものとしていくことが一層求められている。

ASBJにおける高品質化に向けた取組みのうち、収益認識基準については、基準策定に向けて公開草案を公表し、寄せられた意見を踏まえ、本年3月までに最終化することを目標に検討が進められている。

また今後、金融商品会計基準等についても開発・改訂に着手するか否かの検討を行うこととされている。引き続き、日本基準の高品質化に向けたしっかりとした取組みが行われていくことが期待されることから、その取組みを適切にサポートしてまいりたい。

**【図表9】「国際会計人材ネットワーク」の概要**



#### (4) 国際会計人材の育成

IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材を育成するとともに、IFRS等に関する知識・経験が豊富で会計実務を支える人材の裾野を拡大することを目的として、昨年4月、財務会計基準機構において、「国際会計人材ネットワーク」が構築され、企業、公認会計士、証券アナリスト等それぞれの分野で国際的な会計実務に精通した人材を登録・公表した(図表9)。同年7月には、同機構において、ネットワークの登録者等を対象に、国際的に活躍する日本人の経験・知識を共有するためのシンポジウムを開催した。本年3月には第2回シンポジウムの開催が予定されているほか、ネットワーク登録者間での交流や国際的に活躍している人材等との交流の機会を提供するための会合を定期的に開催していくことが予定されており、金融庁としても、引き続き国際的な会計人材の育成に向けて取組みを推進してまいりたい。

#### IV. おわりに

本稿では、企業開示行政の直面する、コーポレートガバナンス・開示・会計監査・企業会計をめぐる主要な課題について、昨年における取組みや今後の方向性などについて紹介させていただいた。

日本経済の好循環と国民の安定的な資産形成を実現していくためには、これらいずれの分野においても、しっかりとした取組みが進められ、インベストメント・チェーンが十全に機能していくようにすることが必要である。昨年はそうした観点からも、さまざまな取組みが大きく進展した年であったといえるが、本年においても、国全体としての最適な資金フローの実現に向けて、幅広い分野において積極的な取組みを進めてまいりたい。

以上